

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第 18 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（平成 18 年 8 月 11 日公表）

2. コメント募集期間

平成 18 年 8 月 11 日～平成 18 年 9 月 11 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正（平成 18 年 12 月 22 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL3	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL5	日本公認会計士協会
CL6	あずさ監査法人
CL7	新日本監査法人 企業結合・事業分離会計基準勉強会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	坂藤 公彦	公認会計士
CL2	南谷 有紀	KPMG FAS トランザクションサービス部
CL4	内山晃一・加藤良輔	デロイトトーマツ FAS コーポレートアドバイザー一部

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
共通支配下の取引		
対価の受渡しが無い場合の合併以外の組織再編		
完全親子会社間の合併以外の組織再編取引（対価の受渡なしの場合）（第 247 項 (2) なお書きなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 247 項 (2) なお書きによれば、同一の株主に支配されている子会社同士が合併した場合には、合併の対価が伴わない場合も、合併対価として吸収合併存続会社の株式が交付されたときと同様の処理（株主資本の増加）に準じて会計処理されることになっている。しかしながら、合併以外の組織再編取引では、対価が伴わない場合は、受け入れた資産および負債の差額のうち株主資本相当額は負ののれん（又はのれん）に計上され、その償却額を損益に計上することになっている（会社計算規則第 13 条）。 ・完全親子会社間で対価が伴わない場合、合併では、被合併会社の資産および負債の差額が株主資本の増加として処理されるが、実質的に同様の組織再編取引である全部の吸収分割では、負ののれん（負債）として処理される。また、同じ全部の吸収分割でも、分割承継会社が 1 株でも株式を発行すると株主資本の増加として処理され、株が発行されないと負ののれん（負債）として処理される。このように、ほぼ同様の組織再編取引に対し、合併かそれ以外かによって、また、株式の発行の有無によって、著しく異なる会計処理がなされることになり、個別財務諸表の次期以降の財政状態および経営成績に多大なる影響を与える。 ・完全親子会社間の合併以外の組織再編取引は、対価を伴わなくても、合併と同様、受入れ資産および負債の差額を株主資本として会計処理すべきである。そのためには、会社計算規則の改正が必要である。 	公開草案の公表後、共通支配下で無対価の分社型吸収分割についても、吸収合併と同様に株主資本を引継ぐ処理を認めることとする会社計算規則の改正が行われることになったため、完全親子会社関係の場合で親会社から子会社への会社分割及び子会社同士の会社分割を無対価で行う場合も、株主資本を増加する処理とする扱いを適用指針に明示した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>提案の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全親子会社間の組織再編取引では、対価（株式等）を支払わなくても企業集団の経済実態に影響を与えず、実務上、対価の支払いが不要と考えられるため、対価の受け渡しを省略しているため、対価の有無は会計処理を判断するための要素とはならない。 ・完全親子会社間のような完全支配従属の関係があると、他の少数株主を考慮した取引の経済合理性（なぜ、対価が不要なのかの説明）は不要である。他の少数株主がいる場合は、資産の無償譲渡の経済合理性が問われ、ひいては株主間の所得移転問題に発展することもあるが、完全親子会社間の場合は、対価のない資産の移転にそのような問題は生じない。完全親子会社は一体としてひとつの会社と同様であり、会社の本支店間で本支店勘定を經由して資産を移転させるのと同様の処理が望まれる。 ・1株でも株式を発行すると資本取引になり、株式を発行しないと損益取引になるとすると、会計実務者に大きな会計処理の選択の余地を与えることになる。たとえば、債務超過の完全子会社の欠損金を無税（適格再編のため）で剰余金に変えることができる。このような決算操作に使用される余地が高まる。 ・個別財務諸表といえども、多くの利害関係者が当該財務諸表を利用する。財務諸表の利用者が会社の財政状態、経営成績を適切に判断するためには、意味のある明瞭な会計処理が必要である。個別の取引が法令等の制限により、経済実態から乖離して会計処理されてしまうと、財務諸表の有用性が著しく損なわれる。完全親子会社間の組織再編取引で負ののれんが計上され、償却額が每期収益に計上されるといった損益計算書の意味は何か。疑問な点が多い。 ・米国会計基準では、完全親子会社間での組織再編取引は、原則として資本取引として会計処理される（米国会計基準第141号）。 	
	<p>公開草案では、親会社に支配されている子会社同士の合併で、対価が伴わない場合には、合併が共同支配企業の形成と判定された場合の吸収合併存続会社の会計処理と同様、吸収合併存続会社は株主資本を増加（又は減少）させることとしており、当該会計処理に賛成する。しかし、合併以外の組織再編の形式については、対価が伴わない場合の会計処理が示されていないため、経済的実態が同様と考えられる他の組織再編の形式における当該会計処理についても、同様の規定を設ける必要がある。</p>	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>合併、会社分割又は株式交換に際して、存続会社、分割会社又は株式交換完全親会社は、対価を支払わないことも可能であるが、実務上、このような組織再編を行う場合の大半は、最上位の親会社に株式をすべて保有されている会社同士の組織再編ではないかと想定される。</p> <p>例えば、親会社が子会社の株式を100%保有しており、その親会社が、会社分割により事業の一部を子会社に移転したが、子会社から対価を受け取らない場合、親会社が子会社から会社分割の対価を受け取らなかったのは、仮に子会社から対価（子会社株式）を受け取ったとしても、経済的実態には影響がないため（すなわち、保有する子会社の株式数が増えるのみで、持分比率は会社分割の前後で100%と変わらない）、その手続きを省略したと考えることが合理的である。したがって、会計上は、子会社は事業受入れの対価として自社の株式を親会社に交付するが、同時に当該株式を併合したものとみなすことが合理的と考えられ、子会社の株主資本を増加（又は減少）させることが適当である。</p> <p>しかし、現行会社計算規則では、このようなケースにおいては、移転事業に係る株主資本相当額を負ののれん（又はのれん）として処理することになると解されるため、会社分割等についても、合併と同様の取扱いを適用指針で示す方向で検討し、さらに関係当局と調整することが必要と考える。</p> <p>なお、上記のように対価が伴わない会社分割と類似の取引として、例えば以下の取引が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親会社の事業の一部を子会社に無償で譲渡 子会社に対する債権を親会社が免除 <p>この場合、子会社は株主資本を増加させるのではなく、利益を計上することが適当と考えられるが、対価が伴わない組織再編の会計処理を、このような特別な取引と整合させることは適当ではない。少なくとも制度会計としては、当事者間の合理的な意図を反映したあるべき会計処理の適用を妨げるようなことがあってはならないものと考えられる。</p>	
	<p>公開草案では、親会社に支配されている子会社同士の合併で、対価が伴わない場合には、合併が共同支配企業の形成と判定された場合の会計処理と同様に、吸収合併存続会社は株主資本を増加（又は減少）させることが明記されているが、対価を伴わない合併以外の形態の組織再編の会計処理については明記されていない。例えば、親会社が、会社分割により事業の一部を100%子会社に移転し、子</p>	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会社から対価を受け取らない場合の会計処理などについて、分割会社及び承継会社の双方について規定すべきである。</p> <p>企業結合会計意見書 四 実施時期等 3 (1) に記載されているとおり、合併、株式交換・株式移転、会社分割、営業譲渡・譲受等、企業再編の形式ごとの連結財務諸表上及び個別財務諸表上の適用方法の事項を含め具体的に定める方が、利害関係者の利用に資すると考えられる。</p> <p>子会社同士の合併において、合併に対価が伴わない場合の取扱いは、第 247 項(2)に、明記されているが、合併以外のグループ内の企業再編においても、対価がゼロの場合も考えられる。そのようなケースは会社計算規則に従って会計処理することになると考えられているようであるが、実務上誤解が生じる懸念があり、この点、加筆が必要と考える。</p>	<p>同上</p>
少数株主との取引		
<p>共通支配下の取引等の会計処理 (第 200 項)</p>	<p>①「少数株主との取引」は、企業集団の最上位に位置する親会社が少数株主から株式を追加取得する取引等にのみ適用されると規定されているが、最上位の親会社だけに限定された理由を明記してはどうか。</p> <p>②共通支配下ではないが、取得者が被支配会社である、企業集団内の企業結合(子会社が関連会社を吸収合併した場合等)を行った場合に取得者の財務諸表上、当該取引を「少数株主との取引」の適用対象と考えなくていいのか。</p>	<p>①企業結合会計意見書において、「少数株主との取引は、企業集団を構成する子会社の株主と、当該子会社を支配している親会社との間の取引」とされているため、当該記載は、その解釈を明記したものであり、修正は行わないこととした。</p> <p>②コメントの取引は、取得の処理になると考えられるため、修正は行わないこととした。</p>
<p>共通支配下で子会社が親会社に会社分割により事業を移転する場合の会計処理</p>	<p>共通支配下で子会社が親会社に会社分割により事業を移転する場合の会計処理について</p> <p>①第 2 パラグラフの「この場合…」の部分で第 200 項の少数株主との取引を適用しない旨が記載されているが、第 200 項の「なお書き」を根拠としていると考えるので、なお書きについて言及した方がより解りやすいのではないかと。</p> <p>②実務上、孫会社が子会社に分割型会社分割により事業を移転した後も連結財務諸表を作成する場合も考えられるため、子会社レベルの連結上の会計処理も明記してはどうか。</p>	<p>①第 200 項なお書きを参照するように修正した。</p> <p>②全体のバランスを考慮し、子会社レベルの連結上の会計処理についての記載は行わないこととした</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(第 218 項 (4))		
親会社の子会社を吸収合併する場合の会計処理 (第 207 項)	<p>・親会社の子会社を吸収合併する場合の会計処理において、第 207 項(2) 未実現損益に関する修正事項に「親会社が連結財務諸表を作成していない場合であっても、連結財務諸表上の帳簿価額を合理的に算定できるときには当該帳簿価額を用いることになり、連結財務諸表上の帳簿価額を合理的に算定することが困難なときには、子会社の適正な帳簿価額を用いることができる」と今回改訂されているが、共通支配下の取引における会計処理の趣旨を考慮すれば、連結財務諸表の作成を義務付ける程度のことは求めてもよいのではと考える。</p>	<p>制度上連結財務諸表の作成が求められておらず、連結財務諸表を作成することが困難であると認められる場合 (SPC が対象会社を買収し、即合併するような場合は除く)、連結財務諸表の作成を義務付けることは、過度の負担となると考えられる。したがって、コメントのような修正は行わないこととした。ただし、未実現損益に関する修正事項については、記載を整理した。</p>
子会社と孫会社が合併する場合の会計処理 (第 206 項)	<p>・親会社の子会社を吸収合併する場合の親会社の処理について、第 206 項で子会社が孫会社を吸収合併するケースを取扱っているが、孫会社が吸収合併存続会社になり子会社が消滅会社になるケースもあり得ると思うので、そのようなケースも合わせて処理について言及してはどうか。</p> <p>・実務上、子会社が、孫会社との合併後にも連結財務諸表を作成するケースも考えられるため、子会社レベルの連結上の会計処理も明記してはどうか。また、設例 29-5 において、S1 が上場会社の場合、S1 の連結財務諸表が重要であるため、S1 の連結財務諸表に関する説明も加えてはどうか。</p>	<p>全体のバランスを考慮し、これらの会計処理についてまでの記載は行わないこととした。</p>
子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転する場合		
子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転する場合の会計処理の吸収分割会社の会計処	<p>第 447-2 項に「吸収分割承継会社である他の子会社が、吸収分割会社である子会社の子会社及び関連会社となる場合のほか、それ以外となる場合(他の子会社の株式がその他有価証券に分類される場合)でも、移転損益を認識しない」とあるが、他の子会社の株式がその他有価証券に分類される場合は、吸収分割会社の個別財務諸表上は移転損益を認識するべきではないか。本件は共通支配下の取引であるという前提から移転損益を認識しないということにしているが、共通支配下の取引であるかどうかは、吸収分割会社と吸収分割承継会社の共通の親会社から見た場合の判断であり、吸収分割会社個社で見た場合は単なる事業分離であるから、吸収分割会社個社の財務諸表ではあくまで第 103 項に</p>	<p>・企業結合会計基準において、共通支配下の取引の定義は、「結合当事企業 (又は事業) のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合」とされているため、子会社から他の子会社への事業移転は共通支配下の取引に該当す</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
理（第 447-2 項）	あるように原則として移転損益を認識し、第 103 項との整合性を図ったほうが良いのではないかと。また、本件のような場合は、親会社が連結財務諸表を作成する場合に、当該取引を内部未実現消去の対象として処理することが望ましいと考えるが如何か。	ることとなり、公開草案どおりとした。
子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転する場合（第 254-4 項）	吸収分割承継会社である他の子会社が吸収分割会社の子会社となる場合、吸収分割会社の連結上、持分変動差額が計上され、のれんは計上されないとされている。この場合、最上位の親会社の連結上、持分変動差額やのれんはどのように取り扱われるのかを明記し、設例を設けてはどうか(実務上、ケースが多いと考えられる)。	・子会社が他の子会社に吸収分割により事業を移転する場合の設例を追加し、最上位の親会社の連結上の処理についても記載した。
子会社と子会社の合併の処理における抱合せ株式		
子会社同士の合併の会計処理（抱合せ株式の会計処理）（第 247 項(3)）	<p>① 2 つの方法が認められているが、その根拠を説明してはどうか。また、2 つの方法に順序付けの有無を明確にすべきと考える。(その他資本剰余金の残高がある会社においては、いずれの会計処理も選べ、会社の選ぶ処理によって、資本剰余金と利益剰余金の残高が変わってくるが、「資本取引と損益取引を明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」という企業会計原則との関係も含め、理由を記載してはどうか。)</p> <p>② 共通支配下の取引で、親子会社の合併における抱合せ株式の会計処理（第 206 項(2)ア）とも、持分プーリング法の抱合せ株式（第 139 項、138 項）とも、異なる会計処理を求めている理由を適用指針の結論の背景に記載してはどうか。</p>	<p>① 増加資本の処理について、払込資本にすることを原則とし、株主資本の各項目の引継ぎを容認する扱いは改正前と同様であり、第 408 項にはその結論の背景を示している。</p> <p>② よって、抱合せ株式の扱いは、株主資本の引継ぎ方法に対応した処理が行われるのが適当と考えられる。</p> <p>したがって、修正は行わないこととした。</p>
	子会社同士の合併の処理は持分の結合に準じて処理されるべきであるため、抱合せ株式の処理についてもこれに準じた処理を行うことが望ましい。また、選択適用を認める場合はそれぞれが妥当と認められる理由を結論の背景に記載していただきたい。	同上
株式交換や株式移転におい	今回の改正案で、親会社が子会社を吸収合併する場合の中間子会社（第 206 項(3)）について取扱いが追加されているが、実務上、株式交換や株式移転において子会社の株主に中間子会社が存在する	合併や会社分割の場合の中間子会社の処理に準じるものと考えられるが、今後の検

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て中間子会社が存在する場合(第 236 項、第 239 項)	場合が多く、合併のケースだけでは会計処理のイメージが明確とは言い切れないと思われるため、当該ケースの取扱いも検討していただきたい。	討事項とし、修正は行わないこととした。
自己株式の処分	「自己株式等会計基準」第 34 項において、企業再編時における自己株式の処分については、「企業結合・事業分離等会計基準に関する適用指針」において示される旨の規定があるため、株式分割・株式交換・株式移転時における自己株式の取扱い(会社計算規則第 71, 72, 73 条)を追加してはどうか。また、共通支配下での吸収合併、吸収分割時における自己株式の取扱い(会社計算規則第 59, 60, 64, 65, 66 条)を追加してはどうか。	共通支配下の取引での自己株式の処理については、第 203 項において包括的な規定をしているため、修正は行わないこととした。
設例の追加	以下の項目に関しても設例を付していただきたい。 第 254-4 項(1)吸収分割承継会社である他の子会社が吸収分割会社の子会社となる場合 (2)吸収分割承継会社である他の子会社が吸収分割会社等の関連会社となる場合	子会社が他の子会社に吸収分割により事業移転をする場合の設例を追加した。
設例 29-5	合併後の P 社の連結財務諸表にかかる連結仕訳のうち、「内部取引の消去」について、仕訳の内容説明を加えてはどうか。	説明が明確になるように修正した。
税効果		
非適格株式交換において認識される税務上のれんに関する税効果(第 72 項、第 115-2 項など)	<p>税務上ののれん(資産調整勘定または差額負債調整勘定)についての税効果の取扱いにつき規定されているが、2006 年 10 月 1 日施行の税制改正において導入される非適格株式交換において認識される税務上のれん(営業権)に関する税効果につき、以下の理由から別途税効果の取扱いについての検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式交換の際に税務上認識されるのれん(営業権)は、非適格合併の際の資産調整勘定または差額負債調整勘定とは異なる取扱いとなっており、取得原価の配分残余以外の方法で算定されると考えられる。従って、当該のれんにつき税効果を認識しても循環計算の問題は生じないと考えられる。 ・ 非適格株式交換において税務上認識されたのれんは、損金経理要件なしで税務上 5 年間にわたり償却費を課税所得から減算されることから、税務上の認識されたのれんは、5 年間にわたって解消される一時差異と考えられる(ただし回収可能性の検討は必要)。以上から、非適格合併の際ののれん 	非適格株式交換における税効果については、税効果会計に係る会計基準に基づく処理を行うことになり、本適用指針に取扱いを記載する必要はないと考えられるため、修正は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の税効果の取扱いとは異なるものと考えられるので、別途ご検討頂きたい。	
	<p>税法上の非適格株式交換に該当する株式交換が行われた場合において、株式交換完全子会社における税効果会計の取扱いについても、適用指針で示すべきである。平成 18 年度の税制改正において、株式交換税制の見直しがあり、非適格株式交換の場合には、税法上、株式交換完全子会社は、資産及び負債を時価評価することとされた。この結果、株式交換完全子会社では一時差異が発生することになるが、これに関する税効果の取扱いを適用指針で示す必要がある。なお、株式移転の場合も同様である。</p>	同上
適用時期		
適用時期と会社法との関係 (第 458 項)	<p>今回の適用指針改正に関する事案に関連して改正前適用指針を含め、適用時期を会社法との関係で明確化して欲しい。</p> <p>現行適用指針及び公開草案第 458 項において「会社法は、事業年度にかかわらず、企業結合日又は事業分離日が会社法施行日以後の企業結合又は事業分離について適用される」とあり、その取扱いが後述されている。一方、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法）」第 105 条では、会社法施行日前に合併契約等が作成された合併等は「なお従前の例による」としてまず包括的に旧商法の規定によることが定められており、例外事項は別途整備法にて規定されている。</p> <p>現行適用指針及び公開草案の適用時期の考え方によると、平成 18 年 4 月において「株主への対価を伴わない子会社と子会社の合併」契約を締結し、合併期日を会社法施行後とした場合、企業結合日（合併期日）が会社法施行後となるため、会社法が適用されるように読めるが、前述の整備法第 105 条の規定はもとより、会社法・法務省令の立案担当者の著書での記述及び弁護士事務所の見解においては、「会社計算規則の組織再編行為に関する計算規定は平成 18 年 5 月 1 日以降に契約の締結等がされる組織再編行為に適用される」ということで統一されている。</p> <p>したがって合併期日（企業結合日）が会社法施行日以降であっても合併契約が会社法施行日前になされた「株主への対価を伴わない子会社と子会社の合併（吸収合併）」の場合は、吸収合併消滅会社の株主資本相当額（正数）は、吸収合併存続会社の負ののれんとならずに株主資本を増加させることになると考えている。この点について公開草案における改正部分は改正適用指針の公表日から適用す</p>	<p>第 458 項における会社法と企業結合会計基準の適用関係についての記載で説明は足りるものと考えられるため、修正は行わないこととした。</p> <p>なお、コメントのケースは、旧商法に定める範囲内で企業結合会計基準等を適用することになるものと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>るとされて特段の明示はなかった。整備法第 105 条にしたがって会社法施行前に契約締結等のなされた合併等は相当数あると思われるので、適用時期等についてより詳細な記述を望む。</p>	
適用時期（第 331 項）	<p>適用時期について、子会社と孫会社との合併（第206項(4)）、子会社と孫会社との分割型の会社分割（第218項(4)）等4項目に関し、会社計算規則との関係で適用時期が示されていないことから、関係当局の調整を経て、上記適用時期及び本改正適用指針の公表予定日につき通知いただきたい。その際に大きな変更が入る場合は改めて公開草案という形で意見を募って頂きたい。</p> <p>また、適用指針（案）第 331 項によると今回の変更点については、当適用指針公表日からの適用とされている。但し、企業結合には一般的にかなりの準備期間が必要であることに加え、例えば今回の子孫間の合併処理変更などは非常に影響が大きいものであることから、公表即適用では企業側が対応できないと考える。適用時期については公表後一定期間（1 年程度が望ましい）をおいて適用することとして頂きたい。</p>	<p>改正会社計算規則の規定は施行日以降に組織再編の契約を締結したものから適用されることが想定され、契約締結時から実際の企業結合日までに時間があるため、対応は可能と考えられる。したがって、適用時期については、改正会社計算規則が適用される組織再編から適用することとした。</p>
その他		
会計基準のコンバージェンスに関して	<p>米国会計基準と国際会計基準のコンバージェンスが急速に進展することが予想されるが、いずれの会計基準においても持分プーリング法は認められていないため、本適用指針が公開されれば日本基準のみが国際的な会計基準から取り残されることとなる。かかる状況を考慮すると、持分プーリング法の撤廃を含め、企業結合会計の抜本的な見直しに着手すべきと考える。</p>	<p>コメントの件は、今後、調査報告を行う予定である。</p>